

消費効率」という。)に100分の110」とあるのは「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、前項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第3項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第23条第1項中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(不動産取得税に関する規定の適用)
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の長野県県税条例附則第16条第3項に規定する認定がされた同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。
(自動車取得税に関する規定の適用)
- この条例による改正後の長野県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する規定の適用)
- 新条例附則第17条の6の規定は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

税 務 課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第26号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第64条中「並びに条例」を「及び条例」に改め、「及び第4項」を削り、「同条第5項」を「同条第3項」に改める。

第66条第1項中「附則第16条第5項」を「附則第16条第3項」に改め、「若しくは第3項」を削り、同条第2項中「附則第16条第5項」を「附則第16条第3項」に改め、同条第3項中「並びに条例」を「及び条例」に改め、「及び第4項」を削り、「同条第5項」を「同条第3項」に改める。

第66条の7第1項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第4項」を削り、同条第2項中「並びに条例」を「及び条例」に改め、「及び第4項」を削り、「同条第5項」を「同条第3項」に改め、同条第3項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第4項」を削る。

様式第86号中「、附則第16条第5項」及び「、附則第16条第4項」を削る。

様式第88号中「、附則第16条第5項」を削る。

住宅の用に供する土地
被収用不動産等の代替不動産
様式第90号の
心身障害者の雇用に係る施設
認定中小企業承継事業再生計画に係る不動産

「心身障害者の雇用に係る施設
認定中小企業承継事業再生計画に係る不動産」
を
「心身障害者の雇用に係る施設」に改め、「、附則第16条第4項」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(用紙の使用に関する経過措置)
- この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税 務 課